

[3] 役員名簿

役員名簿			
特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇〇			
役名	氏名	住所又は居所	役員報酬の有無
理事 (理事長)	〇 〇 〇 〇	島根県松江市殿町1番地	有
理事	〇 〇 〇 〇	島根県出雲市〇〇町〇〇番地	無
・			・
・			・
監事	〇 〇 〇 〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	無
監事	〇 〇 〇 〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	無

「理事」「監事」を記載します。理事長などの役職名は（ ）書きします。

定款の附則と一致します。
住民票と一致します。
外国の方などでアルファベットを用いる場合は、（ ）書きで読み方をカタカナで記載します。

住民票と一致します。

報酬の有無を記載します。
報酬を受ける役員は、役員総数の3分の1以下でなければなりません。

理事と監事は兼務できません。
法人の職員と監事は兼務できません。
監事は、役員報酬可、給料不可。

※公益的な活動を行う法人であるという観点から、役員にはなれない場合があります。

(NPO法第20条)

※NPO法人が私物化されるのを防ぐため、役員親族の割合が制限されています。

(NPO法第21条)